

令和8年10月16日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
花田 靖	
岡林 弘道	
岩間 真	
乾 正和	
高木 雅一	
西畑 圭一	
淡居 秀数	

(2枚のうち 2枚目)

[illegible]